

平成20年（行コ）第2号

福井県男女共同参画審議会音声記録非公開処分取消請求控訴事件

控訴人 寺町知正 外12名

被控訴人 福井県

証 拠 申 出 書

2008年（平成20年）7月18日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部D係 御中

控訴人 寺町 知正

控訴人上野千鶴子外11名訴訟代理人

弁護士 清水 勉

第1 人証の表示

1 〒160-0005 東京都新宿区愛住町3 貴雲閣108

特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス

証人 三木 由希子（呼出、尋問予定時間30分）

2 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県庁

証人 石原 政和（呼出、尋問予定時間30分）

第2 証すべき事実

1 証人 三木 由希子

証人は特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスの理事であり、市民活動として情報公開に関わる一方で、国の行政機関や都道府縣市町村などにおける情報公開

制度の制定改正運用などにも協力しており、わが国における情報公開制度の解釈運用に最も精通している者のひとりであり、音声記録の公文書性についてのわが国の条例・法律の解釈運用を詳しく聞くことができ、本件の判断において極めて有益である。

2 証人 石原 政和

証人は本件非公開処分に関わった福井県職員であり、本件条例の解釈と運用について実情を詳しく聞くことができる。

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

尋 問 事 項

証 人 三 木 由 希 子

- 1 情報公開制度に関する経歴
- 2 情報公開法案において「行政文書」の定義に組織共用性の要件が入った経緯と
問題点
- 3 情報公開法が制定される前後の、全国の自治体の情報公開条例における「公文
書」の定義の仕方
- 4 情報公開制度と文書管理の関係
- 5 情報公開条例と文書管理規程との関係
- 6 本件条例の解釈と本件への当てはめ
- 7 その他本件に関連する事項

以上

尋 問 事 項

証 人 石 原 政 和

- 1 証人の経歴
- 2 福井県における職員に対する情報公開制度と文書管理規程に関する研修の実情
- 3 福井県における条例と規程と事実（実情）との関係
- 4 証人の本件情報公開請求に対する対応
- 5 その他本件に関連する事項

以上